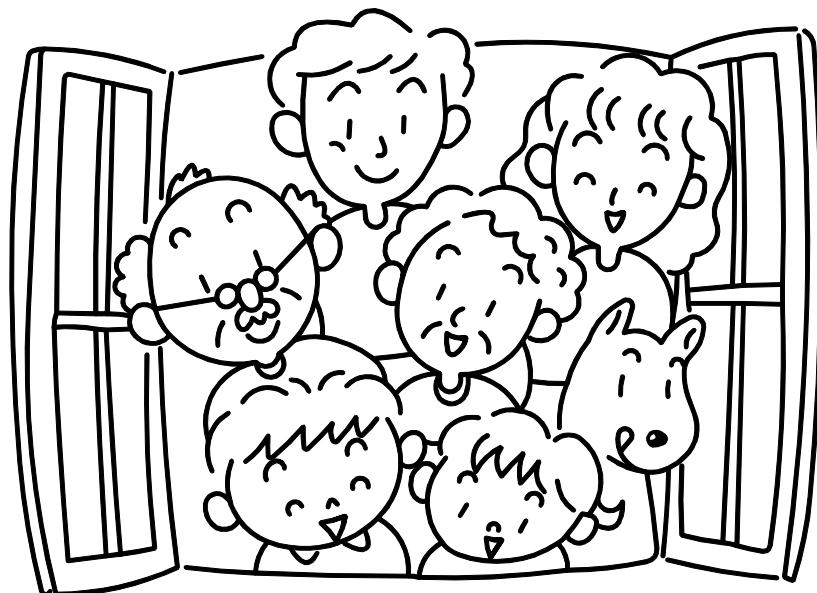


子どもの笑顔はすぐものパワー

育てようこのまちで輝く子ども

～宿毛市次世代育成支援行動計画（後期計画）～



宿毛市

平成22年度

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の概要.....	1
(1) 計画の趣旨.....	1
(2) 計画の性格.....	1
(3) 計画の期間.....	2
(4) 計画の実施・評価・改善.....	2
2 宿毛市の概要.....	3
(1) 人口の推移.....	3
(2) 産業と就業の現状.....	7
(3) 子育てにおけるサービスの現状.....	10
(4) 母子保健事業等.....	13
(5) 公園の状況.....	15
第2章 計画の基本的な考え方	16
1 基本理念.....	16
2 計画推進の考え方.....	17
(1) 子どもの幸せを第一に考えます.....	17
(2) 保護者をはじめとして社会全体で子どもを育てます.....	17
(3) 多様な生活スタイル、家庭のあり方を尊重します.....	17
第3章 子育て支援計画の基本施策	18
1 施策の体系.....	18
2 課題と取り組み.....	21
(1) 地域における子育ての支援.....	21
(2) 母性及び乳幼児等の健康の増進.....	25

(3) 子どもの健やかな成長に資する家庭や地域の教育力の向上	30
(4) 子育てを支援する環境の整備	32
(5) 家庭生活と仕事との両立の支援	33
(6) 子どもの安全の確保	36
(7) 要保護児童支援の取り組みの推進	39
第4章 資料	42
1 保育サービス等目標一覧表	42
2 次世代育成支援に関するニーズ調査結果（抜粋）	43
3 宿毛市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱	49

第1章 計画の概要

1 計画策定の概要

(1) 計画の趣旨

宿毛市では、平成10年3月に「子育て保健計画」を策定し、子どもたちが心身ともに健やかに育つことをめざして、子育ての保健施策の推進を図ってきました。

しかしながら、少子化が深刻な問題となる中、平成14年1月に発表された「日本の将来推計人口」によると、これまで少子化の主たる要因が晩婚化・未婚化であったが、「夫婦の出生力そのものの低下」という新たな要因が指摘されており、その根底には、子育てにおける経済的・精神的負担や仕事と子育ての両立の難しさなどの問題があると考えられています。

こうした観点から、平成14年9月に、厚生労働省は「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、保育に関する施策等「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従来の取組みに加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4つの柱に沿って、総合的な取り組みを推進することにしています。

また、少子化の流れを変えるためのもうひとつの対策として、平成15年7月には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、子育てについては保護者や家庭が責任を有するという基本的な考え方のもとに、子育ての意義についての理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して、次世代育成支援対策を行わなければならないとしています。

本市においても、これまでの子育て支援施策への取り組みを踏まえ、子どもたちが心身ともに健やかに育つまちづくりを実現するために、地域社会全体で支援し、総合的、計画的に推進していくことを目的に「宿毛市次世代育成支援行動計画」（前期計画）を平成17年度に策定しました。前期計画は平成21年度で終了となるため、国の行動計画策定指針に基づき前期計画を見直し、平成22年度から平成26年度までを後期計画として策定するものです。

(2) 計画の性格

- ・ この計画は、宿毛市における次世代育成支援のための現状と課題、今後の施策の目標を示したものです。
- ・ この計画は、これまでの宿毛市における取り組みの継続性を保ち、同時に色々な分野での取り組みを総合的・一体的に進めるために、「宿毛市振興計画」や「宿毛市子育て保健計画」などと整合性をもったものとしています。
- ・ この計画における子どもとは、18歳未満の者をいいます。

(3) 計画の期間

次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画として平成17年度から平成21年度までの5年間を前期計画として策定しました。

後期計画は前期計画の見直しを行い、平成22年度から平成26年度までの5年間として策定するものです。

(4) 計画の実施・評価・改善（P D C Aサイクル）

計画策定後は、計画の実施状況について、必要に応じ点検・評価・改善を行います。

2 宿毛市の概要

(1) 人口の推移

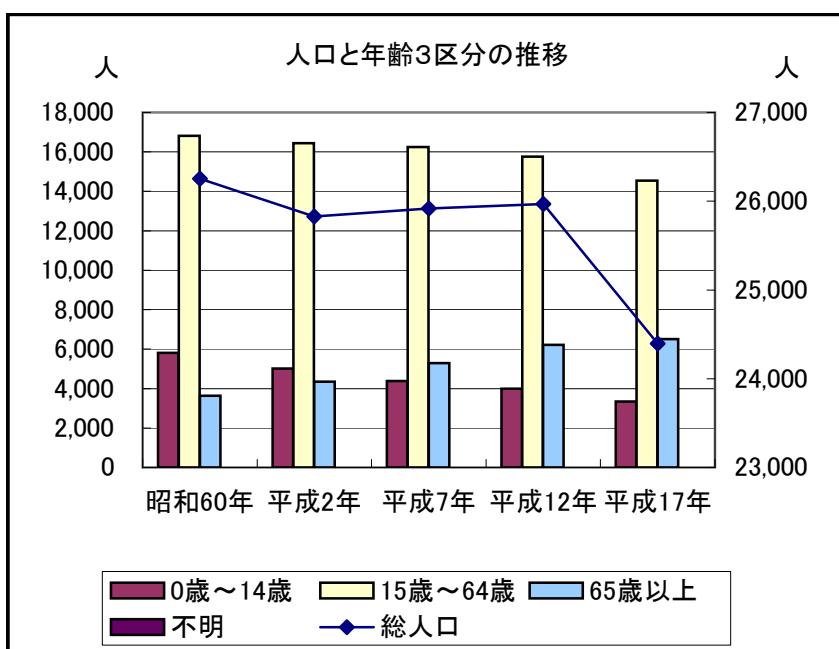
① 総人口

国勢調査による宿毛市の人口は、昭和60年より減少傾向にあります。年少人口、生産年齢人口、老人人口の年齢3区分の推移を見ると、年少人口、生産年齢人口が減少しているのに対して、老人人口は増加しており、宿毛市においても少子高齢化が進んでいます。

単位：人・%

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総人口	26,255	25,828	25,919	25,970	24,397
年少人口	5,808	5,022	4,376	3,990	3,346
(0～14) 比率	22.1	19.4	16.9	15.4	13.7
生産年齢人口	16,811	16,448	16,253	15,759	14,547
(15～64) 比率	64.0	63.7	62.7	60.7	59.6
老人人口	3,635	4,355	5,290	6,219	6,504
(65歳以上) 比率	13.8	16.9	20.4	23.9	26.7
不明		1	3	0	2

資料：国勢調査



② 世帯の推移

人口は減少しているが、世帯数は増加傾向です。世帯の内訳を見ると単身世帯、核家族世帯とともにのびており、特にひとり親世帯が増加してきています。

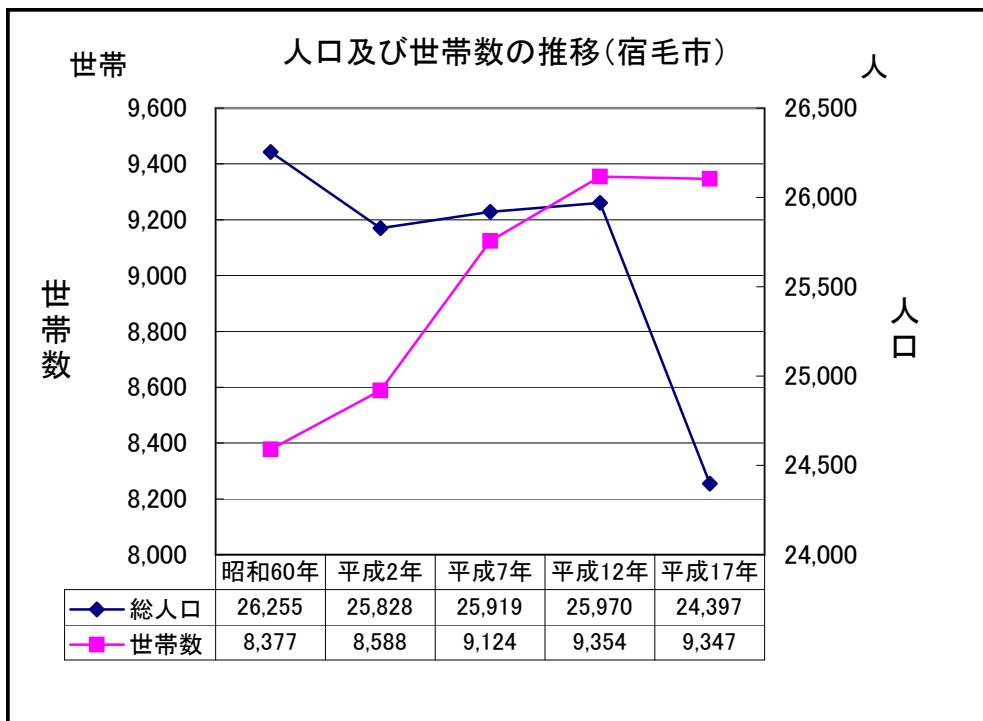
単位：世帯・%

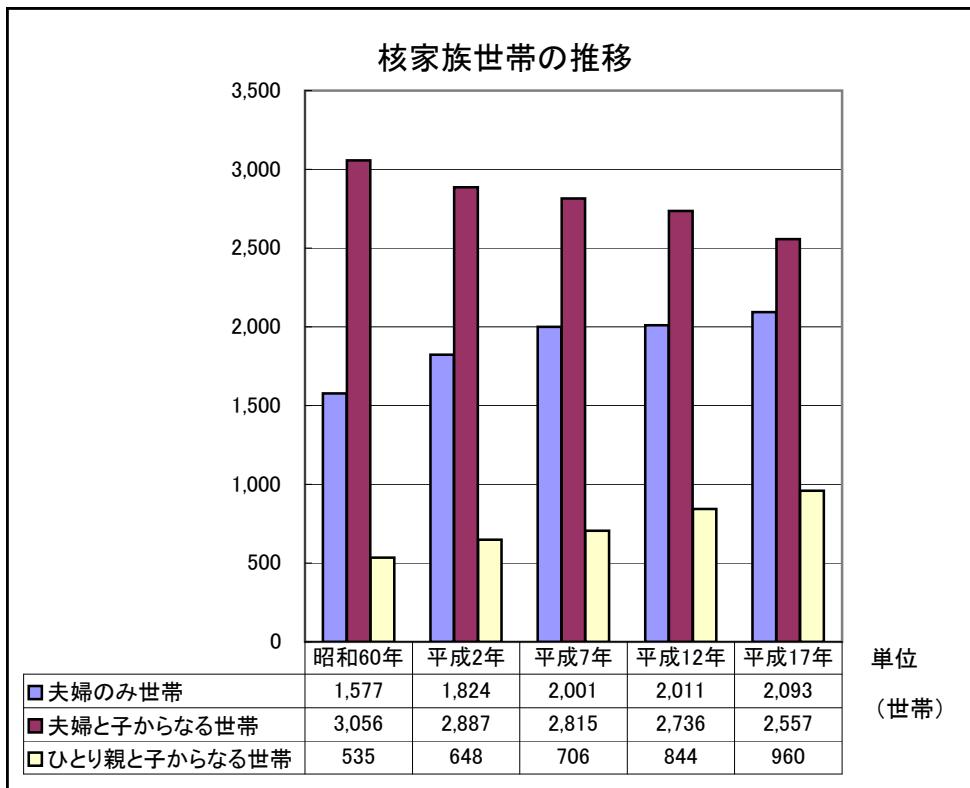
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
一般世帯数	8,377	8,588	9,124	9,354	9,347
単身世帯	1,594	1,724	2,179	2,250	2,510
比率	19.0	20.1	23.9	24.1	26.9
核家族世帯	5,168	5,359	5,522	5,591	5,610
比率	61.7	62.4	60.5	59.8	60.0
夫婦のみ世帯	1,577	1,824	2,001	2,011	2,093
比率	18.8	21.2	21.9	21.5	22.4
夫婦と子からなる世帯	3,056	2,887	2,815	2,736	2,557
比率	36.5	33.6	30.9	29.2	27.4
ひとり親と子からなる世帯	535	648	706	844	960
比率	6.4	7.5	7.7	9.0	10.3
その他の親族世帯	1,603	1,494	1,403	1,477	1,187
比率	19.1	17.4	15.4	15.8	12.7
非親族世帯	12	11	20	36	40
比率	0.1	0.1	0.2	0.4	0.4

資料：国勢調査

※一般世帯：住居と生計を共にしている人々の集まり

※核家族世帯：夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、ひとり親と子からなる世帯





③ 出生の動向

全国的に少子化が進んでいるといわれていますが、宿毛市においても減少傾向にあります。

単位：人・%

		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
出生数		321	242	262	204	140
総人口		26,255	25,825	25,919	25,970	24,397
出生率（人口千対）		12.2	9.4	10.1	7.9	5.7
合計特殊出生率	宿毛市	1.91	1.68	1.93	1.45	1.09
	高知県	1.80	1.54	1.50	1.44	1.31
	全国	1.76	1.54	1.42	1.36	1.26

資料：総人口 国勢調査

その他 人口動態統計

※合計特殊出生率：その年の再生産年齢（15～49歳の妊娠可能年齢）の女子の年齢階級別出生率を合計した値で、1人の女子が生涯に平均何人の子どもを産むかを示す値。現在の人口を維持するための人口置換水準に見合う率は2.1人と言われています。

④ 未婚者の推移

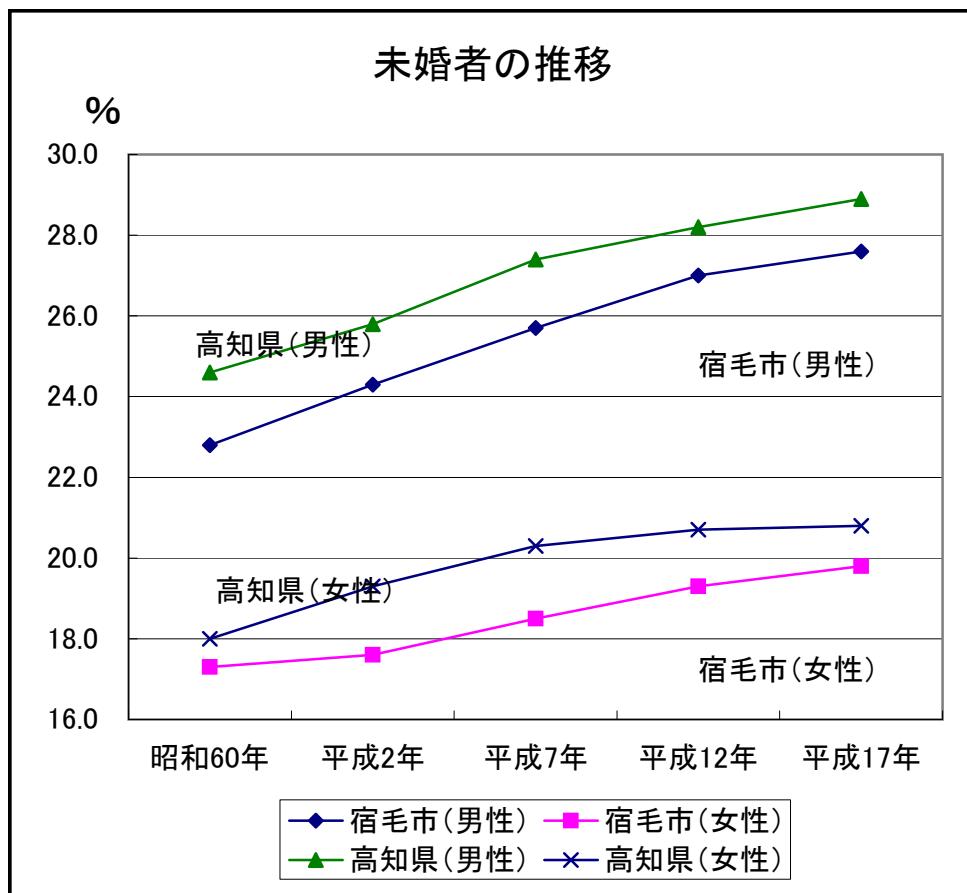
高知県の傾向とほぼ同じであり、男女を比べると男性のほうが多くなっています。

単位：人・%

		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
宿毛市	男性	未婚者数	2,159	2,349	2,602	2,744
	女性	未婚者数	1,902	1,956	2,114	2,280
高知県	男性	未婚者率	24.6	25.8	27.4	28.2
	女性	未婚者率	18.0	19.3	20.3	20.8

資料：国勢調査

※未婚者：15歳以上の人で、結婚していない人



(2) 産業と就業の現状

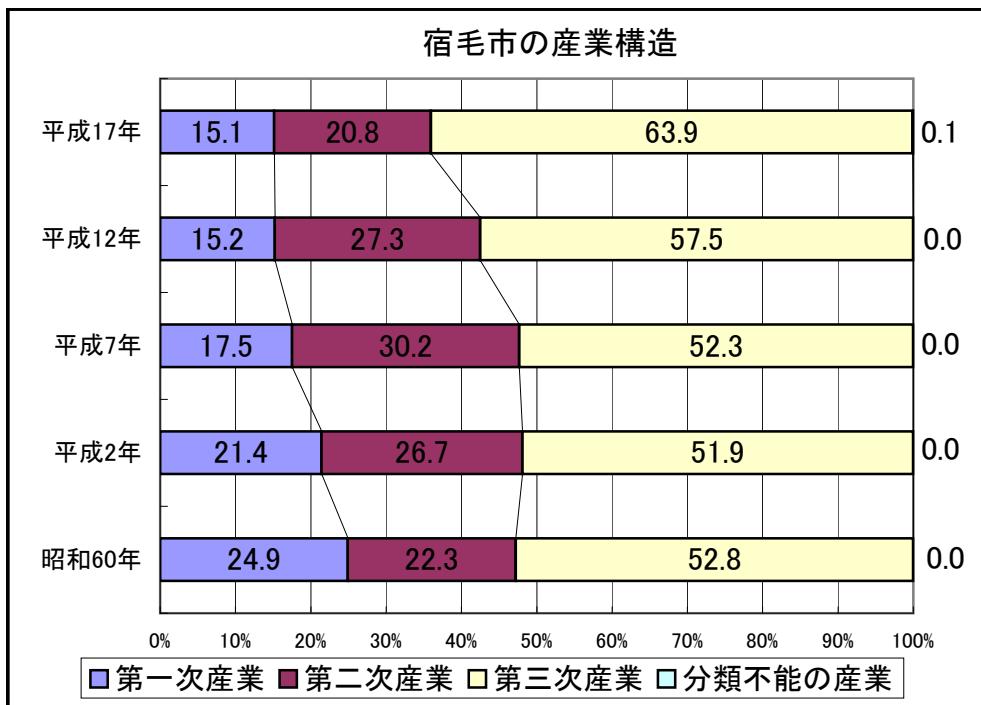
① 産業構造

第一次産業は減少し、第三次産業は、増加傾向にあります。

単位：人・%

		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
第一次産業（農林漁業）		3,163	2,695	2,201	1,858	1,681
	比 率	24.9	21.4	17.5	15.2	15.1
第二次産業（製造・建設業）		2,832	3,367	3,799	3,328	2,318
	比 率	22.3	26.7	30.2	27.3	20.8
第三次産業（小売・サービス業）		6,712	6,539	6,571	7,021	7,109
	比 率	52.8	51.9	52.3	57.5	63.9
分類不能の産業		2	3	4	1	14
	比 率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1

資料：国勢調査



② 就業状況

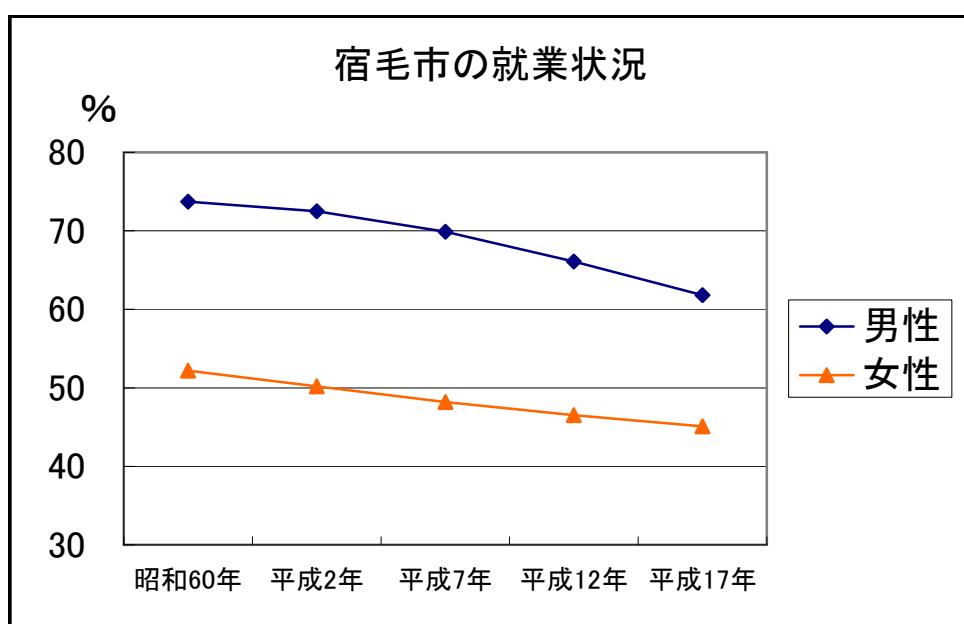
就業状況の推移を見ると、男女とも低下傾向にあります。女性の就業状況をグラフにすると、全国的に30歳代前半の働く女性の数は少なく、子育てが一段落した時点で再就職するということでM字カーブを描くことから、女性労働者の働き方をM字型曲線と言います。

女性の年齢別就労状況を見ると、30代の子育て期間中の女性は全国に比べ県、市共に就労しており、県下的に共働き家庭の多いことがわかります。

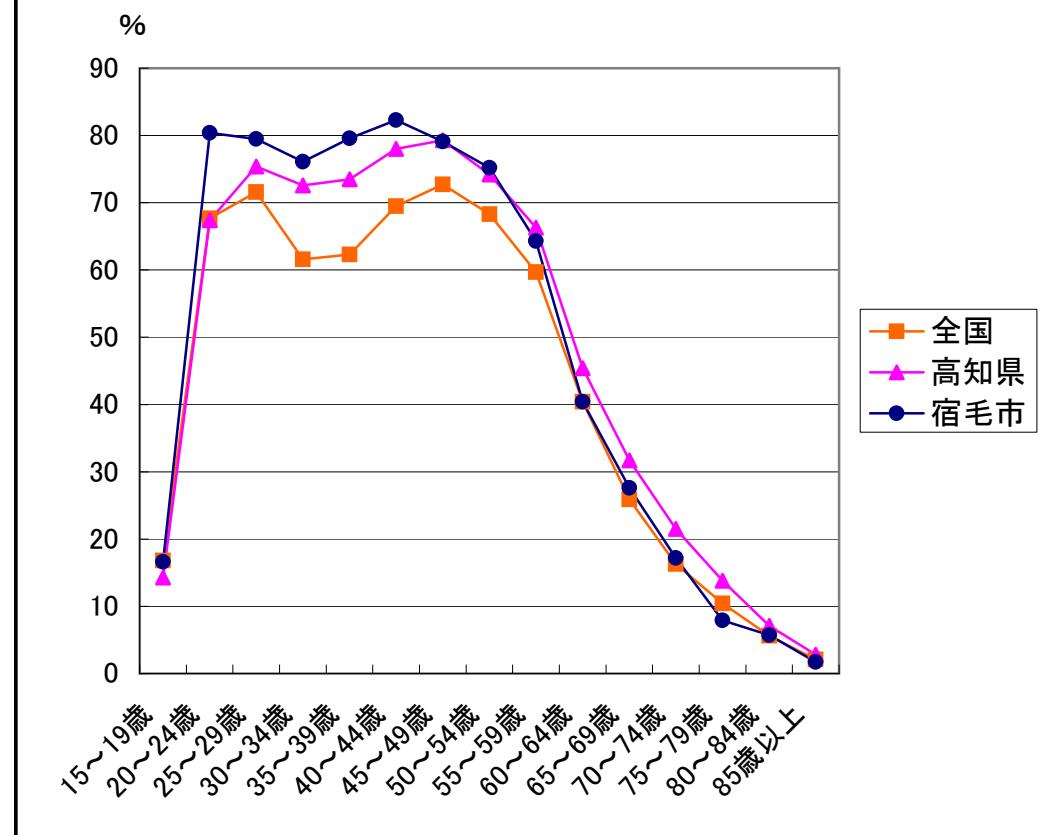
単位：人・%

			昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
男性 (15歳以上)	宿毛市	就業者数	6,981	7,018	7,065	6,714	6,018
		就業率	73.7	72.5	69.9	66.1	61.8
女性 (15歳以上)	宿毛市	就業率	71.9	70.6	70.4	66.0	61.8
		就業者数	5,728	5,586	5,510	5,494	5,104
		就業率	52.2	50.2	48.2	46.5	45.1
	高知県	就業率	50.2	49.5	49.7	47.7	46.1

資料：国勢調査



女性の年齢別就労状況(平成17年)



(3) 子育てにおけるサービスの現状

① 認可保育所入所児童数の推移（4月1日現在）

入所児童数は減少しています。

単位：人

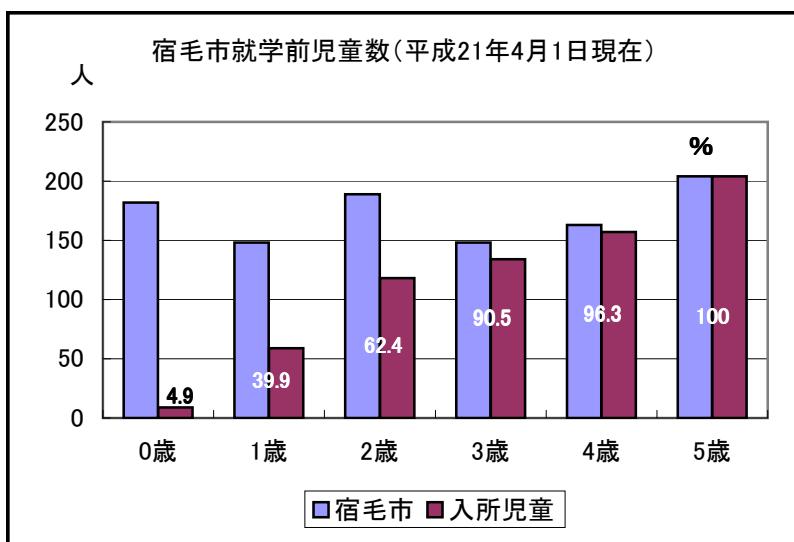
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
保育所数（うち私立）		15 (2)	14 (2)	14 (2)	14 (2)	13 (2)
定員数		920	920	935	935	905
入所児童数		703	693	665	613	597
内訳	0歳児	12	6	10	5	9
	1歳児	77	67	64	71	59
	2歳児	108	143	109	101	118
	3歳児	169	133	177	130	112
	4歳児	175	173	133	174	127
	5歳児	162	171	172	132	172

② 幼稚園入園児数の推移（5月1日現在）

入園児数は出生率が減っている中で、ほぼ横ばいで推移しています。

単位：人

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
幼稚園		1	1	1	1	1
学級数		5	4	5	5	5
入園児数		89	77	77	87	88
内訳	3歳児	34	18	28	33	23
	4歳児	23	36	19	34	31
	5歳児	32	23	30	20	34



③ 子育て支援センターの利用状況

平成15年6月から開設し、1日の利用者は20人前後で推移しています。

単位：人・日

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
延利用人数	4,319	4,750	5,676	4,037	3,834
延べ開設日数	227	230	232	232	230
1日平均人数	19	20	24	17	16

④ 小学校児童数・教員数等の推移

児童数は、平成16年度までは1,500人台でしたが、年々減少し平成20年度は1,200人台となっています。

単位：人

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
小学校数	11	11	11	11	11
教員数	137	143	133	133	128
児童数	1,500	1,470	1,392	1,344	1,289
内訳					
1年生	232	227	194	194	202
2年生	252	229	222	196	195
3年生	256	248	227	222	191
4年生	247	259	249	230	221
5年生	267	243	254	250	230
6年生	246	264	246	252	250

⑤ 放課後児童クラブ在籍児童数の状況

平成13年度より実施しており、児童数はほぼ35人で推移しています。

単位：人・%

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
放課後児童クラブ	1	1	1	1	1
利用児童数（1～3年生）	31	35	40	35	35
児童総数に対する割合	4.2	5.0	9.0	7.8	8.0

⑥ 放課後児童クラブの実施状況（平成20年度実績）

名称	開設日数	開設時間	指導員
あおぞら学級	290	平 日：13：00～18：00 土曜日： 8：00～16：00	常勤4人

⑦ 中学校生徒数・教員数等の推移

生徒数は、600人台で推移しています。

単位：人

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
中学校数		6	6	6	6	6
教員数		96	94	85	85	80
生徒数		666	672	664	685	694
内訳	1年生	206	227	230	231	235
	2年生	238	207	226	230	231
	3年生	222	238	208	224	228

(4) 母子保健事業等

① 各健康診査の状況

乳児健康診査は、毎年95%前後の受診率となっており、1歳6か月児、3歳児健康診査は毎年85%前後の受診率となっています。

乳児健康診査受診状況

単位：人・%

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
乳児数	179	256	298	243	238
受診者数	176	239	283	237	225
受診率	98.3	93.4	95	97.5	94.5

1歳6か月児健康診査受診状況

単位：人・%

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
対象者数	205	191	155	169	195
受診者数	184	166	139	143	177
受診率	89.8	86.9	89.7	84.6	90.8

3歳児健康診査受診状況

単位：人・%

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
対象者数	227	184	210	194	163
受診者数	198	166	181	168	141
受診率	87.2	90.2	86.2	86.6	86.5

② 各種学級・相談利用者数

集団事業では、お母さん同士の交流の場として、赤ちゃん広場や子育て広場等を実施しており、育児不安の解消等に役立っています。

個別事業では、特に平成15年度より虐待予防の取り組みの一環として訪問活動を重視しているため、出生数が減少している中、訪問、相談件数共に増加傾向にあります。

また、訪問活動を重視し関係づくりに努めているためか、来所や電話による相談が全体的に増えており、特に乳幼児に関する相談が増加傾向にあります。

単位：人

事業名	利 用 者 延 数				
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
出生数	165	145	175	152	191
集団	赤ちゃん広場	345	474	385	458
	子育て広場	120			
	離乳食講習会	45	32	45	46
	パパママスクール	45	28	46	27
訪 問 活 動					
個別	妊婦	14	23	8	8
	産褥婦	187	218	185	263
	新生児	57	23	58	80
	乳児	182	178	134	175
	幼児	179	127	108	88
	学童・思春期	36	24	6	8
相 談 (来 所 ・ 電 話)					
	妊娠婦	147	442	318	188
	乳幼児	441	380	365	250
	思春期	13	30	1	9
	障害児	71	68	39	49

(5) 公園の状況

名 称	位 置
宿毛運動公園	宿毛市大深浦
三浦街区公園	宿毛市中央5丁目
春長街区公園	宿毛市桜町
本町街区公園	宿毛市中央2丁目
西谷街区公園	宿毛市桜町
西町街区公園	宿毛市西町2丁目
平田公園	宿毛市平田町戸内
西町公園	宿毛市西町5丁目
宿毛市総合運動公園	宿毛市山奈町芳奈
咸陽島公園	宿毛市大島
すくもサニーサイドパーク	宿毛市小筑紫町田ノ浦
宿毛市中筋川ダムサイト公園	宿毛市平田町黒川
小野梓記念公園	宿毛市中央5丁目
寺尾農村公園	宿毛市平田町戸内
黒川農村公園	宿毛市平田町黒川
芳奈農村公園	宿毛市山奈町芳奈
山田下農村公園	宿毛市山奈町山田
山田上農村公園	宿毛市山奈町山田
日平農村公園	宿毛市橋上町楠山
貝礎児童遊園	宿毛市平田町戸内
手代岡児童遊園	宿毛市山奈町山田
日平公園	宿毛市橋上町楠山
楠山公園	宿毛市橋上町楠山
池ノ上公園	宿毛市橋上町楠山
宿毛港湾緑地公園	宿毛市池島

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

次代の社会を担う子どもたちが、心身ともに健やかに育つとともに、自立したたくましい若者に成長することをめざして、子どもが何を求めているのか、子どもにとって何が必要なのかを考え、子どもたちの権利が尊重され、安心して子育てができるまちづくりを進めていくことが必要です。

そのために、その子どもたちを育てる親や、これから子どもを生み育てる次世代の親が、子育てに対する喜びを実感することができ、また子育てについて理解を深めることができるように地域全体で支援していくことをめざし、子育て支援の目標として、次のように基本理念を定めます。

**子どもの笑顔はすぐものパワー
育てようこのまちで輝く子ども**

2 計画推進の考え方

本計画の策定および行動計画の実施にあたっては、以下の考え方を大切にします。

(1) 子どもの幸せを第一に考えます

子どもは豊かに伸びていく可能性を秘めています。その子どもたちが、夢や希望を抱き、それに向かって自ら考え方行動し、豊かな人間性を築くことができるよう、心身ともに健やかに育つことを願っています。

子どもの幸せを第一に考え、その人格や個性、権利を尊重することによって最大限の利益が得られるよう配慮し、子ども一人ひとりに応じた成長、発達を促すことを大切にします。

(2) 保護者をはじめとして社会全体で子どもを育てます

子どもが健やかな成長を遂げるには、家庭の果たす役割は最も重要です。保護者が、子育てについての第一責任を有するという基本的認識の下に、子育てと仕事の両立支援、子育ての孤立化や育児不安等の問題等多様な生活環境を踏まえ、子育てはもちろん親育ても推進していきます。

そして、子育てを社会全体で支え、いきいきと子育てができるよう、必要な子育て支援サービスや保育サービス等の充実に努めます。

(3) 多様な生活スタイル、家庭のあり方を尊重します

社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援にかかる利用者のニーズが多様化しています。そのため、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みが必要です。

また、子育てを含めた家庭生活や就労など様々な場面で、性別ではなく、その人の個性や能力が大切にされ、地域や職場などで出産が喜ばれ、子育てが理解されるような環境づくりをすすめていきます。

第3章 子育て支援計画の基本施策

1 施策の体系

基本理念

子どもの笑顔はすぐものパワー 育てようこのまちで輝く子ども

<基本目標> <施策の方向性> <主な取り組み>

(1) 地域における子育ての支援

①地域における子育て支援サービスの充実

- 地域子育て支援センター事業
- 一時預かり事業の推進
- 施設の開放
- 子育てに関する相談機能の充実
- 子育て短期支援事業の推進
- 子育て講演会

②子育て支援のネットワークづくり

- 子育てリーフレットの配布
- 子育てサークルの支援
- 子育てボランティア育成

③子育てに伴う経済的負担の軽減

- 各種医療費助成制度
- 各種手当の支給
- 教育に係る費用の軽減
- 保育料の軽減

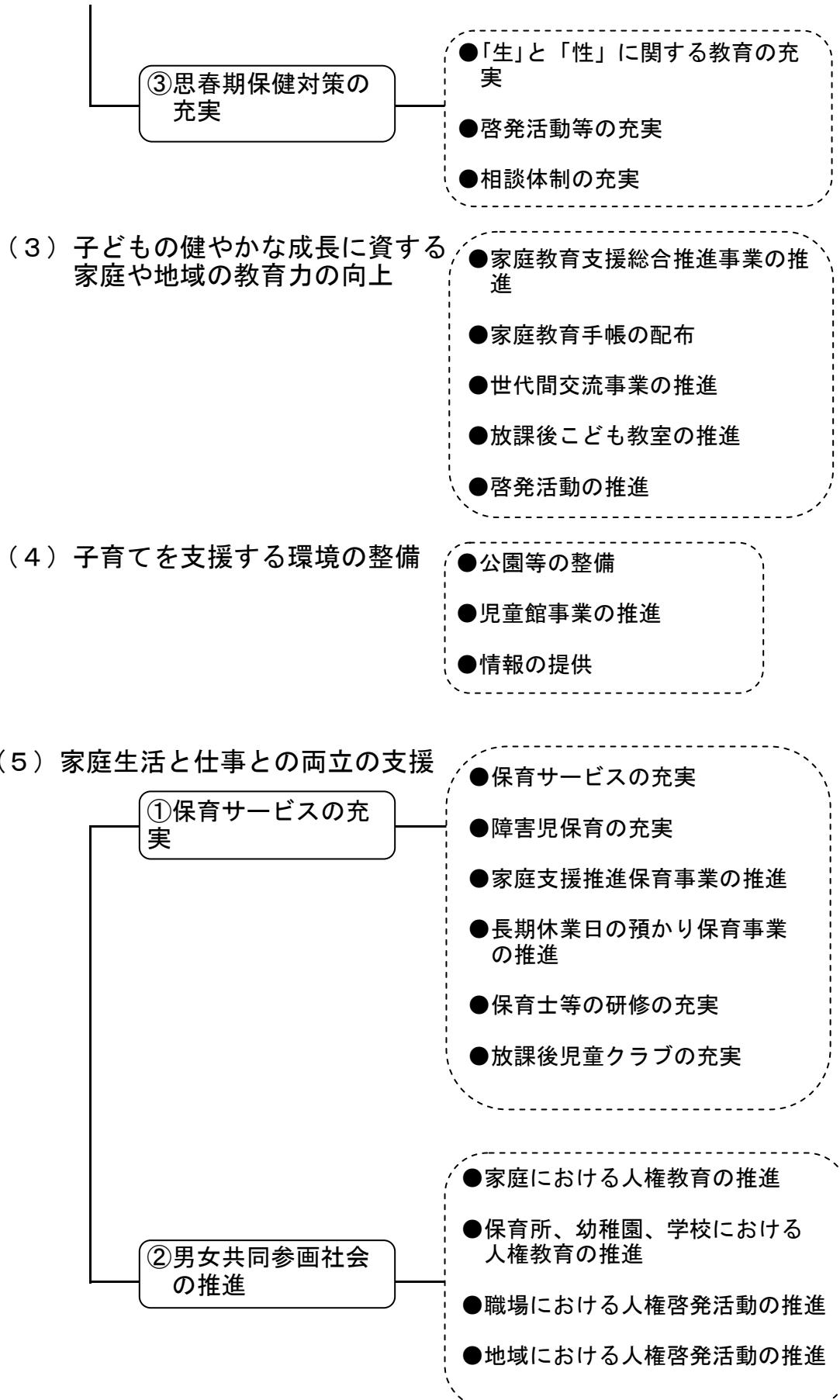
(2) 母性及び乳幼児等の健康の増進

①母親、子どもの健康と安心の確保

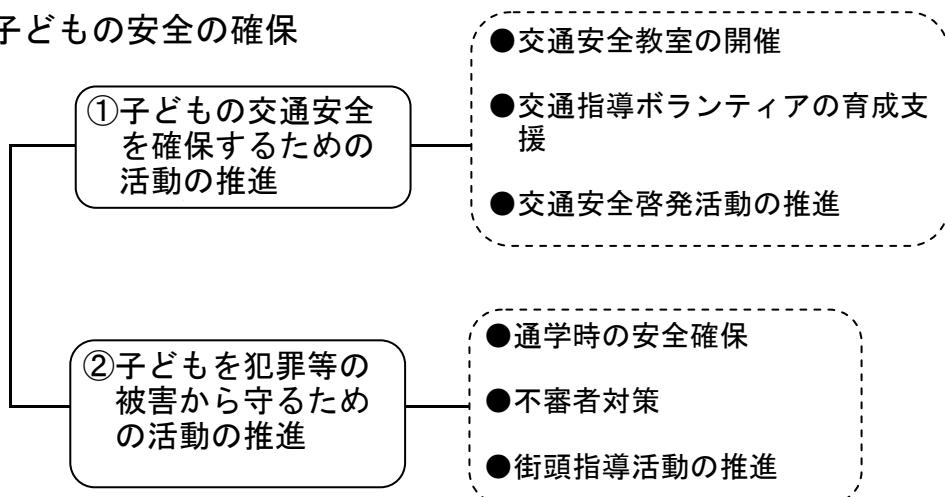
- 妊娠、出産期の健康管理
- 父親への家事、育児の役割分担の啓発
- 子育て支援体制の充実

②食育の推進

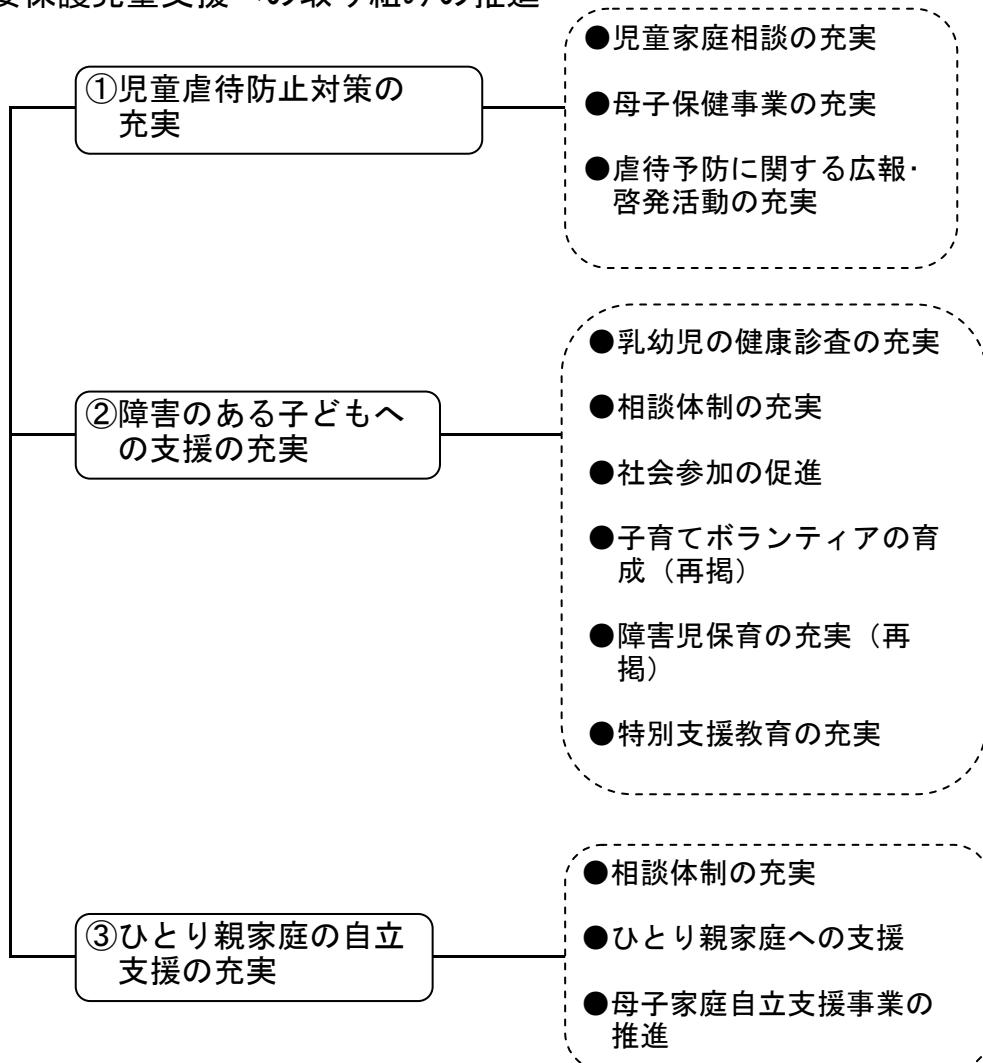
- 乳幼児期からの食育の推進
- 食生活改善推進協議会事業の推進
- 学校、保育所、幼稚園における食育の推進



(6) 子どもの安全の確保



(7) 要保護児童支援への取り組みの推進



2 課題と取り組み

(1) 地域における子育ての支援

<現状と課題>

少子化や核家族化の進行、地域連帯意識の希薄化、情報の氾濫など子どもや親を取り巻く社会環境は変化しています。そのため、家庭や地域の子育て力が低下し、子育て家庭の孤立や、子育てに対する戸惑い、不安感など育児ストレス等が増えています。

子育て家庭に対して、子育ての悩みや不安を軽減するために相談・支援体制の充実を図るとともに、各種支援サービスについての情報の提供が必要です。

また、地域で子どもや子育て家庭を見守るよう、情報の提供、交流の場づくり等地域ぐるみの子育て支援の取り組みが求められています。

<施策の主な取り組み>

① 地域における子育て支援サービスの充実

子どもだけでなく親も一緒に育っていくという視点に立って、地域全体で子育て家庭を温かく見守り、支えていけるよう子育て支援サービスの充実に取り組みます。

主な取り組み	取り組みの概要	担当部署
地域子育て支援センター事業	<p>◆平成15年度から東部農村環境改善センター（平田町）に地域子育て支援センターを開設し、育児不安等についての相談や交流の場として気軽に参加できるよう支援してきました。</p> <p>平成21年5月からは宿毛市の中心部に近い旧和田保育園に移転して、利便性の確保と利用者の拡大に取り組んでいます。</p> <p>今後は地域や関係機関と連携しながら、事業内容の充実を図り、育児サークルを育成するとともにその活動を支援します。</p>	福祉事務所

主な取り組み	取り組みの概要	担当部署
一時預かり事業の推進	◆宿毛幼稚園においては、平成20年度から一時預かりを実施しています。 保護者の急病や育児疲れの解消等に対応するために、他の保育所においても一時預かりについて検討します。	福祉事務所 宿毛幼稚園
施設の開放	◆子どもの遊び場や親の子育ての情報交換、友だちづくりの場として、月に1回市内各保育所、幼稚園を開放しています。今後も内容の充実を図ります。	福祉事務所 宿毛幼稚園
子育てに関する相談機能の充実	◆妊娠、出産、育児等に関する不安や悩みが早期に軽減、解消できるように、引き続き相談業務を行います。 ◆家庭児童相談室や保育所、幼稚園、保健介護課、学校、教育研究所、青少年育成センター等各関係機関が子どもや子育て、教育等に関する相談機能の充実に努めます。	保健介護課 福祉事務所 学校教育課 青少年育成センター 宿毛幼稚園
子育て短期支援事業の推進	◆児童を養育している家庭の保護者が疾病その他の事由により、児童の養育が一時的に困難になった場合に養護を必要とする児童を、児童福祉施設で一時的に養育しています。現在1か所の児童養護施設に委託をしています。今後も引き続き支援体制の充実に努めます。	福祉事務所
子育て講演会	◆地域における子育て支援及び子どもの健やかな成長を願い、地域子育て支援センター・各保育所で保護者を対象に講話を実施していますが、今後は広く市民の参加を促し、子育てに関する講演会を実施します。 講演会では託児も兼備えた育児中の保護者が参加しやすい方法に努めます。	人権推進課 保健介護課 福祉事務所 学校教育課

② 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対して、子育て支援サービスの情報を提供するとともに、地域住民の子育てへの関心、理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えるために、ネットワークづくりに取り組みます。

主な取り組み	取り組みの概要	担当部署
子育てリーフレットの配布	◆子育てに関して必要な情報を提供するため、母子健康手帳交付時に配布しています。今後も内容の充実を図りながら引き続き配布します。	保健介護課
子育てサークルの支援	◆親同士の仲間づくりや育児力を高めることができるように、サークルづくりやサークル活動を支援します。	福祉事務所 保健介護課 宿毛幼稚園
子育てボランティアの育成	◆子育てに关心のある方や経験、資格を持っている方等を登録し、身近な子育て支援のパートナーとして応援ができるような体制づくりに努めます。	福祉事務所 社会福祉協議会 生涯学習課

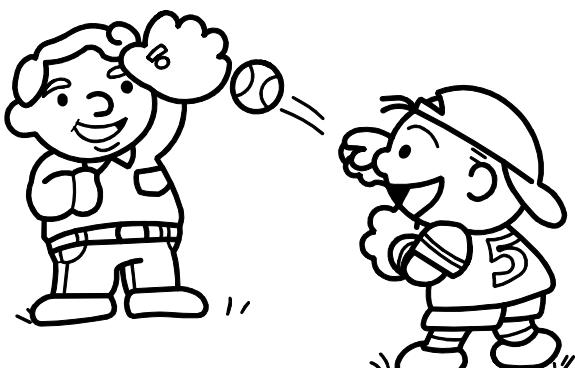
③ 子育てに伴う経済的負担の軽減

子育てに対する経費の負担を軽減するために、ひとり親家庭医療費、乳幼児医療費等の助成を実施しています。また、平成20年10月より、小学校卒業までの児童を対象として医療費の助成を拡大しましたが更に、平成22年10月からは対象を中学校卒業までに拡大します。

今後も、引き続いて各種制度についての周知を図りながら、制度の充実に努めるとともに、子どもの教育に係る費用の軽減に努めます。

主な取り組み	取り組みの概要	担当部署
各種医療費助成制度	◆乳幼児医療費助成制度や児童医療費助成制度、重度心身障害（児）者医療費制度、ひとり親家庭医療費助成制度を継続します。 ◆妊婦及び乳児の一般健康審査の公費負担を継続します。	福祉事務所 保健介護課

主な取り組み	取り組みの概要	担当部署
各種手当の支給	<p>◆児童手当や児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当等、各種手当の支給については、申請漏れや申請時期の遅延の生じることのないよう、活動の充実に努めます。</p>	福祉事務所
教育に係る費用の軽減	<p>◆就学援助費 経済的理由により子どもを就学させることが困難な保護者に対して、学用品費、医療費、給食費などを支給し就学支援を行います。</p> <p>◆私立幼稚園就園奨励費 幼稚園に就園する世帯の所得状況に応じて、就園奨励費を支給し、支援を行います。</p> <p>◆奨学金 優秀な生徒及び学生で経済的理由により就学が困難なものに対して、奨学金を貸与し、支援を行います。</p> <p>◆遠距離通学児童生徒通学援助費 遠距離から通学する児童生徒に通学援助費を支給し、支援を行います。</p>	学校教育課 宿毛幼稚園
保育料の軽減	◆子育て家庭の負担を軽減するために、引き続き第2子以降の保育料軽減に努めます。	福祉事務所



(2) 母性及び乳幼児等の健康の増進

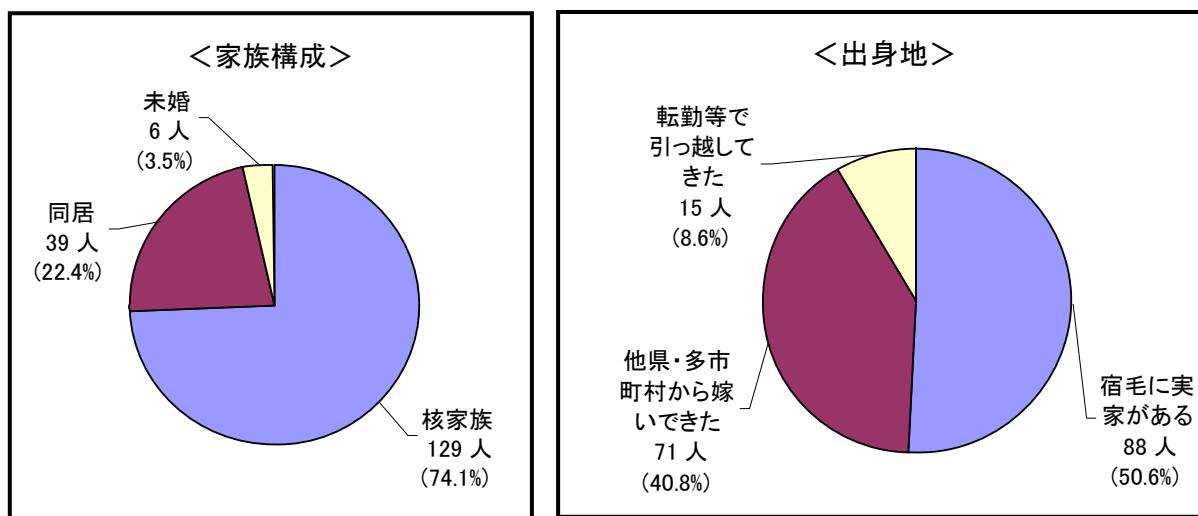
<現状と課題>

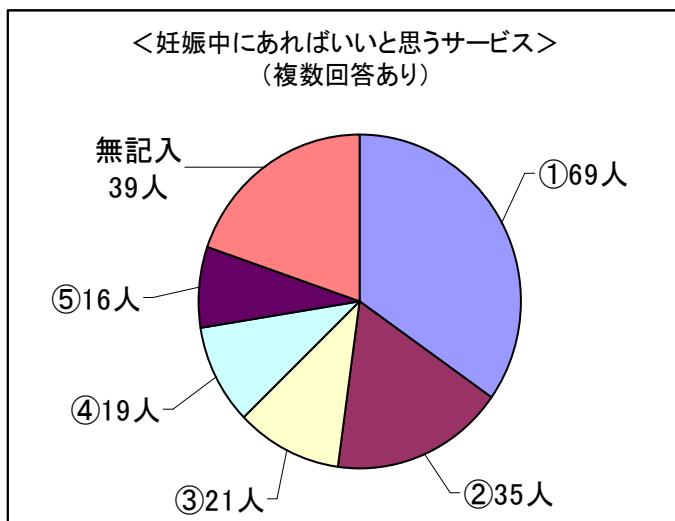
核家族、共働き家庭が増加している中、宿毛市においても育児不安、育児ストレスを訴える親が増加してきています。家族力（家庭力）が弱まっている中での子育てで、親が楽しく子育てしていくためには、育児不安、育児ストレスを最小限におさえる必要があります。また、子どもの成長発達に応じた食習慣、食生活のみだれも大きな問題となっています。

思春期では、飲酒、喫煙、薬物乱用などの危険性があり、また10代の人工妊娠中絶率、性感染症率が全国よりも高知県が高くなっている現状があります。思春期の子どもたちが心身ともに健やかに育ち、この時期を上手く乗り越えるための取り組みが大切です。

母性及び乳幼児等の健康の増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実を図る必要があります。

妊婦アンケートの結果（平成20年度）





- ①いつでも相談できるところ
- ②上の子どもを見てくれるところ
- ③妊娠、子育てに関する講演会
- ④マタニティ音楽会などの事業
- ⑤その他

<施策の主な取り組み>

① 母親、子どもの健康と安心の確保

母子保健事業の推進とともに、育児不安や育児ストレスの解消並びに児童虐待の発生予防のために、妊娠期からの継続した支援体制の整備に努めます。また、妊娠中から気軽に相談できる人や出産後も交流できる仲間づくりの支援を継続していきます。

主な取り組み	取り組みの概要	担当部署
妊娠、出産期の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ◆母子健康手帳交付を妊婦支援の機会と捉え、妊娠期の健康管理に生かせるよう支援します。 ◆妊婦及び乳児に公費負担による健康診査の機会を提供し、その情報を妊婦の健康支援につなげていきます。 ◆妊婦同士の仲間づくりの場を提供します。 	保健介護課
父親への家事、育児の役割分担の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆父親への家事、育児の役割分担の必要性を伝えるなどの啓発活動を行います。 	保健介護課

主な取り組み	取り組みの概要	担当部署
子育て支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆虐待予防等の視点から訪問活動の充実に努めます。 ◆乳幼児の健康診査の充実とともに、子どもの成長、発達の確認と子どもに応じた支援に努めます。 ◆乳幼児の病気や事故予防の啓発をします。 ◆関係機関と連携をとりながら、育児不安、育児ストレスの解消や虐待予防のために、子育て中の親達が交流し相談できる場を提供し支援します。 ◆母子保健事業等により把握した要支援家庭へ適切な支援ができるよう、関係機関と連携、役割分担し、個別的な支援を図ります。 ◆発達段階に応じた育児の知識を乳幼児の健康診査、子育て広場等のミニ講座として、また子育て講演会等で提供します。 ◆地域における子育て支援のための組織の育成に努めます。 ◆予防接種率の向上を目指し、乳幼児の健康診査時の指導や未接種者への接種勧奨に努めます。 	保健介護課 福祉事務所 宿毛幼稚園



② 食育の推進

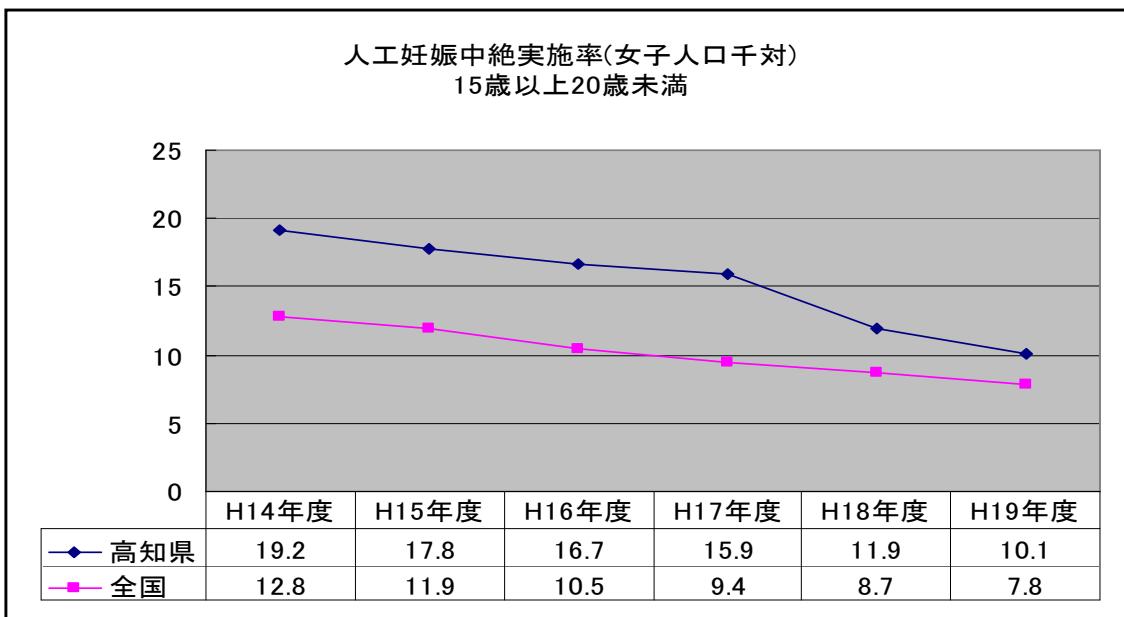
乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成を図るため、保健分野や教育分野をはじめとする様々な分野で連携しつつ、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めています。

主な取り組み	取り組みの概要	担当部署
乳幼児期からの食育の推進	◆健康なからだづくりの基礎となる生活リズムの形成には、乳幼児期からの継続した取り組みが必要です。また、離乳食の進め方等を含め、今後も離乳食講習会や乳幼児の健康診査等で食育の推進に取り組みます。	保健介護課
食生活改善推進協議会事業の推進	◆自らの食生活を改善することで、肥満や欠食を減らし、生活習慣病の予防を目指すため、学校と協働しながら推進します。	保健介護課
学校、保育所、幼稚園における食育の推進	◆保育所、幼稚園では、園だよりや調理師による個別相談など実施しています。今後も保護者を対象に料理教室などを実施し、食育の推進に努めます。 ◆「給食だより」で栄養のバランスの取れた給食やレシピを紹介し、食育への関心を高めていきます。また、アトピー児への対応として除去食の実施や、菜園で採れた季節の野菜を調理に取り入れるなど、引き続き食育の推進に取り組みます。 ◆給食センターの見学や食に関する授業を行うなど、学校と給食センターが連携を図ることにより、食育への関心を高めていきます。また、給食センターでは、栄養のバランスのとれた、おいしく豊かな給食業務を実施するとともに、安心で安全な食材の確保を図るために、農協や漁協、保護者及び教育関係者によるネットワーク会議を開催し、地産・地消を積極的に推進します。	福祉事務所 給食センター 学校教育課 宿毛幼稚園

③ 思春期保健対策の充実

思春期の子どもの現状を考えると、今この時期に大切なことは、自分自身が大切にされていると感じ、ありのままの自分を受け入れることによって相手を思いやる気持ちや、命の大切さがわかることです。

また、性に対する理解を深め、自分のからだを知り、自分自身を守り、大切にすることができる子どもに育つよう支援していきます。



主な取り組み	取り組みの概要	担当部署
「生」と「性」に関する教育の充実	<ul style="list-style-type: none">◆保健所と学校が連携し、性教育の継続的な実施に取り組みます。◆関係機関が連携し、自尊感情について共通認識を持って取り組みます。◆保育所、幼稚園、学校において生命の大切さを考え、自尊感情について学ぶ機会を提供します。	学校教育課 保健介護課 福祉事務所 宿毛幼稚園
啓発活動等の充実	<ul style="list-style-type: none">◆飲酒や喫煙、薬物等から子どもたちを守るために啓発に取り組みます。◆警察署と学校が連携をとりながら、喫煙や薬物の害について知らせ、指導します。	学校教育課 保健介護課
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none">◆誰もが気軽に相談できるよう相談体制の充実を図ります。	学校教育課 保健介護課

(3) 子どもの健やかな成長に資する家庭や地域の教育力の向上

＜現状と課題＞

地域の文化や自然とふれあい学ぶことで、感性豊かで心優しい子どもが育まれます。子どもたちの成長を育むためには、生活の基盤である家庭はもとより地域の多くの人と関わることが大切です。

しかし、近年の都市化、核家族化、少子化の進む中、幼児虐待や子育てに自信がもてないなどの親が増え、地域とのつながりも薄れ、養育機能の低下した状況が見られます。

次代を担う子どもの健やかな成長は、地域の願いです。そのためには、家庭や地域の教育力の重要性を再認識し、親への子育てに関する情報や学習機会の提供、子育てサポーターによる相談事業の実施など、家庭、地域及び関係機関が協力しながら教育力の向上に取り組む必要があります。

＜施策の主な取り組み＞

PTA活動等親が参加する機会を活用し、家庭教育に関する学習を実施しています。さらに、子育てについては母親が中心になる現状があるので、父親の子育てへの参加について呼びかけるなどの啓発を行います。

また、独楽づくりや凧づくりなど物づくりの体験学習を通じて、高齢者、婦人会、保護者との交流を深め、子どもの健やかな成長を図るため世代間交流事業や、地域の方の参画を得て、様々な体験活動や交流活動を行っていく放課後こども教室の推進に努めます。

主な取り組み	取り組みの概要	担当部署
家庭教育支援総合推進事業の推進	<ul style="list-style-type: none">◆保育所、幼稚園、小・中学校の保護者を対象に、家庭における子育て教育について、講演会等を実施し、教育力の向上に取り組みます。◆子育てサポーターの養成を行い、家庭教育相談事業等を取り入れながら、家庭教育の充実を図ります。	生涯学習課

主な取り組み	取り組みの概要	担当部署
家庭教育手帳の配布	<p>◆子育てに関して、家庭での教育の在り方等の情報を提供するために、母子健康手帳交付時、ブックスタート事業時等で、対象者に配布しています。</p> <p>今後も、内容の充実を図りながら引き続き配布し、子育て支援に努めます。</p>	坂本図書館 保健介護課
世代間交流事業の推進	<p>◆ぶれーらーん科学塾</p> <p>公民館サークルの協力を得て、子ども、親、高齢者の三世代が遊びを通じ、共に学び交流を促進します。</p> <p>◆ふれあい広場</p> <p>地域の施設を利用して、子ども、親、高齢者の三世代がバザーやレクリエーションなど交流を深めています。</p> <p>市内4か所で実施しており、今後も内容を充実し、継続します。</p>	文教センター
放課後こども教室の推進	◆現在、橋上小学校で実施していますが、今後、市内の多くの各小学校で実施できるよう取り組みます。	生涯学習課
啓発活動の推進	◆市の広報等を通じ、子育てに関する情報を提供すると共に、父親の家庭参加について啓発します。	生涯学習課



(4) 子育てを支援する環境の整備

<現状と課題>

子どもたちの遊びを取り巻く環境は、交通事情の変化や子どもに関わる事件の増加等により大きく変動しています。また、ゲーム等の普及により公園等戸外で遊ぶ機会が少なくなっていることや、公園や遊び場があっても、子育てに関わる人たちがどこにあるのか十分知らない状況があります。

既存の施設を有効に活用しながら、親子が気軽に遊ぶことができるよう、遊具の整備や情報を提供する必要があります。

今後は、地域や各関係機関と協力しながら、身边に遊べる公園等の整備や情報の提供に努めます。

<施策の主な取り組み>

公園や遊び場の情報等子育てに関するマップを作成し、情報の提供を行います。また、現在の施設を見直し、安全で利用しやすい施設として地域全体で維持管理ができるよう体制づくりに取り組んでいきます。

主な取り組み	取り組みの概要	担当部署
公園等の整備	◆ 安全で利用しやすい施設として地域全体で維持管理ができる体制づくりに努めます。	建設課 産業振興課 人権推進課
児童館事業の推進	◆児童館（3館）、教育集会所（1施設）は、子ども会活動を中心に、児童の健全な育成を図る場として、また、子どもたちの豊かな人権感覚を養う場としての役割を担っています。今後も、広い地域を対象とし、子育て支援の拠点となるような児童館のあり方や役割について検討します。	人権推進課
情報の提供	◆公園や子育てに関する情報を広く市民に周知するために、子育て応援マップを作成し、情報の提供に努めます。	福祉事務所 保健介護課

(5) 家庭生活と仕事との両立の支援

<現状と課題>

社会情勢の変化に伴い、核家族や共働きの家庭が増え、親の就労形態も多様化してきました。保育所入所については、低年齢児からの入所を希望する家庭が年々増加し、乳児保育や延長保育、一時預かり等多様な保育サービスが求められています。

また、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定されましたが、まだまだ家庭や職場、地域においては、男女の固定的な役割分担意識や慣行が根強く残っています。

そのために、必要とされる保育サービスの充実を図るとともに、男性も女性も働きながら子育てができるよう、お互いが協力し責任を分かち合い、家庭、職場、地域等いろいろな場に積極的に参画できる職場、環境づくりの推進が必要です。

<施策の主な取り組み>

① 保育サービスの充実

子どもを第一に考え、保護者の就労形態や生活実態を十分把握し、安心して子どもを預けることができるような環境づくりや、多様なニーズに対応する保育サービスの充実に努めます。

主な取り組み	取り組みの概要	担当部署
保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none">◆就労状況等に対応するため、早出、居残り保育を引き続き実施し、延長保育、土曜・休日保育についても今後充実していくよう検討します。◆幼稚園においても、就労状況等に対応するため、早出・居残り保育を引き続き実施します。◆平成21年4月より認定こども園「宿毛幼稚園・聖ヶ丘保育園」がスタートし、乳児保育、土曜保育のほか、一時預かりを実施しています。	福祉事務所 宿毛幼稚園

主な取り組み	取り組みの概要	担当部署
	<p>◆低年齢児保育の充実 乳児については、6園（公立4園・私立1園・認定こども園1園）で受け入れを実施しており、今後も充実を図ります。</p> <p>◆病後児保育の推進 病気回復期にある乳幼児の保育については、就労する保護者にとって、負担も大きくニーズも高くなっています。病院等との連携も視野に入れながら今後検討していきます。</p>	
障害児保育の充実	◆一人ひとりの障害に応じ、家庭、専門機関との連携を密にしたきめ細かい保育を実施します。	福祉事務所 宿毛幼稚園
家庭支援推進保育事業の推進	<p>◆子育てや子どもが育つ環境に問題や課題のある家庭に対して、情報交換や各関係機関との連携を図り、家庭支援の推進に取り組みます。</p> <p>◆幼稚園においても、子育てに悩みや不安を抱える親たちに、親同士、時には保育者を交えながら、気楽に話し合える（相談）場所を提供します。</p>	福祉事務所 宿毛幼稚園
長期休業日の預かり保育事業の推進	◆幼稚園では、春・夏・冬の長期休業日も保育を実施しています。今後も引き続き実施します。	宿毛幼稚園
保育士等の研修の充実	◆社会環境の変化や保育ニーズの多様化等を踏まえ、保育の専門性を深め資質の向上を図ることを目的として保育士等の研修の充実に努めます。	福祉事務所
放課後児童クラブの充実	◆現在、宿毛小学校で実施していますが、今後も引き続いて放課後児童クラブの充実に努めます。	生涯学習課

② 男女共同参画社会の推進

一人ひとりが育った環境や経験の違いによって男女平等の意識や性別による役割分担の考え方、受け止め方にもそれぞれ違います。

子どもを取り巻く家庭、学校、地域の人たちが、お互いに思いやり、一人ひとりが社会の構成メンバーとしての役割を持ち、責任を担うことが必要です。

そのために、性別に関わりなく、男女共に一人の人間として自分らしい生き方を選択できるよう、幼児期から意識づくりに取り組みます。

主な取り組み	取り組みの概要	担当部署
家庭における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none">◆一人の人間としてお互いを尊重し、個性を認め合うことができるよう、広報や講演を通じ、人権教育の普及、啓発に努めます。◆DVなど女性に対する暴力防止等については関係機関と連携を図りながら救済等に関する情報提供に努めます。◆家庭での役割分担を見直し、家事、子育て、介護等を家族みんなで関わっていけるよう意識の高揚を図ります。	人権推進課 保健介護課 福祉事務所 生涯学習課
保育所、幼稚園、学校における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none">◆性別による不公平、不平等をなくし、個性を大事にした教育を推進します。	福祉事務所 宿毛幼稚園 学校教育課
職場における人権啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none">◆雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため、啓発の充実を図ります。◆子育て、介護支援体制の普及、啓発に努めるとともに、セクハラ行為の防止と救済に関する情報提供に努めます。◆農・林・漁・商業等の家族経営者に対して、家族経営協定に関する情報提供、啓発をすすめます。	人権推進課 保健介護課 福祉事務所 生涯学習課
地域における人権啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none">◆社会制度や慣行による従来の役割分担意識を見直すため、広報、講演等を通じ男女共同参画についての教育、啓発を進め、女性の積極的な社会参画を推進します。	人権推進課 生涯学習課

(6) 子どもの安全の確保

<現状と課題>

現代の車社会では、子どもは交通弱者であるため、危険な状況に置かれるケースが少なくありません。子どもを交通事故から守るためにには、保育所、幼稚園、学校、警察などの関係機関が連携した子どもへの交通安全教育の徹底や、指導員の適切な配置を実施する等、効果的な交通事故防止策を推進することが必要です。

また、子どもを狙った犯罪や子どもの問題行動等が増加しています。子どもたちが犯罪の被害に遭わない、問題行動等のないまちづくりを進めるためには、より多くの人たちによって子どもたちを見守っていかなければなりません。

そのためには、地域社会全体で連携を強化し、防犯に関する普及・啓発活動を行い、犯罪等の防止、撲滅に努めていく必要があります。

子どもを交通事故被害から守るために、安全・安心なまちづくりをサポートしていきます。

<施策の主な取り組み>

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもの交通安全を確保するために、これから交通社会に参加する子ども一人ひとりが交通ルールを身につけることが出来るよう、警察をはじめ関係機関と連携し、参加・体験・実践型の交通安全教室を開催し、交通安全意識と交通マナーの向上に努めています。

また、子どもの交通安全を確保するためには、ボランティアなど民間の力が必要不可欠であり、地域やPTAを巻き込み、交通指導員の育成支援に努めます。

主な取り組み	取り組みの概要	担当部署
交通安全教室の開催	◆警察の協力を得て、参加・体験・実践型の交通安全教室を開催し、交通安全意識と交通マナーの向上に努めます。	総務課
交通指導ボランティアの育成支援	◆開かれた学校づくり推進委員会などの組織や地域、PTAなどと協働し、交通指導員の育成支援に努めます。	総務課

主な取り組み	取り組みの概要	担当部署
交通安全啓発活動の推進	◆交通安全意識の高揚、普及を図るために、広報すくも等を通じて、交通安全啓発活動の推進に努めます。	総務課

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

保育所、幼稚園、学校等が警察と協力した防犯教室の開催、「青少年あいさつ・声かけ運動」の推進、防犯活動団体等によるパトロールなど、今後とも、地域で子どもを守る取り組みをより一層充実させ、子どもの安全を確保するために必要な施策の推進に努めていきます。

主な取り組み	取り組みの概要	担当部署
通学時の安全確保	◆登下校時の安全確保対策として、すべての新入学児童に防犯ブザーを給付するとともに、スクールガードリーダーや各学校が組織した見守隊などを中心に、通学路の危険点検や安全確保に向けた防犯パトロールの推進など、学校、地域等が一体となった安全確保への取り組みへの推進、支援を行います。	学校教育課 青少年育成センター
不審者対策	◆学校等への不審者対策として、危機管理マニュアルを作成し、実際の対応をより効果的に行うために教職員への不審者対策実技講習会を行うとともに、緊急通報装置、さすまた等を学校に配備し、引き続き子どもの安全を確保します。 ◆保育所、幼稚園の不審者対策として、危機管理マニュアルの作成、緊急通報装置やカラースプレー等を設置し、引き続き子どもの安全を確保します。	学校教育課 青少年育成センター 福祉事務所 宿毛幼稚園

主な取り組み	取り組みの概要・目標等	担当部署
街頭指導活動（あいさつ・声かけ運動など）の推進	◆子どもを犯罪から守り、また、子どもの問題行動を減らし、安全で安心できるまちづくりを促進していくため、警察と連携し、市民、事業者及び防犯活動団体と協働して、あいさつ・声かけ運動や防犯パトロールなど、地域で守り合う活動を推進します。	学校教育課 青少年育成センター



(7) 要保護児童支援の取り組みの推進

<現状と課題>

虐待の発生は年々増加傾向にありますが、虐待の要因としては親の成育歴、育児不安やストレス、家庭環境、社会的孤立などさまざまな要因があると考えられます。虐待を受けている児童を初めとする要保護児童を早期に発見し適切な支援を行うために、関係機関が連携を強化し対応していくことが必要です。

また、病気や障害のある子どもが利用できるサービスや支援は増加していますが、各関係機関との情報交換や連携、役割分担などが明確になっていないことにより、必要なサービスが十分に提供できていない現状があります。今後、各関係機関が連携し、病気や障害があっても子どもが社会に参加でき、安心して暮らせることが必要です。

<施策の主な取り組み>

① 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の予防に向け、早期発見、早期対応をするため妊娠中からのかかわりや関係機関との連携、相談窓口の充実、また家族としての機能が十分果たせるよう支援していきます。

主な取り組み	取り組みの概要	担当部署
児童家庭相談の充実	◆児童家庭相談職員の確保と体制づくりとともに、資質の向上に努めます。また、関係機関とのネットワーク体制を強化し、保健、医療、福祉、教育現場等がそれぞれの役割を明確化し、児童虐待の防止に努めます。	福祉事務所 保健介護課 学校教育課 宿毛幼稚園
母子保健事業の充実	◆早期発見、早期対応するために、妊娠中からのかかわりや関係機関との連携に努めます。また、乳幼児の健康診査や新生児訪問等の母子保健事業の充実と適切な支援活動を行います。	保健介護課 福祉事務所

主な取り組み	取り組みの概要	担当部署
虐待予防に関する広報・啓発活動の充実	◆地域の住民に対して、子どもの人権尊重や児童虐待防止のための取り組みの必要性等について啓発します。	福祉事務所 保健介護課 人権推進課 学校教育課

② 障害のある子どもへの支援の充実

それぞれの障害を正しく理解し、行政と地域が連携して支援ができるネットワークの構築に努め、障害があっても、安心して生活できるまちづくりを検討していきます。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等	担当部署
乳幼児の健康診査の充実	◆月齢に応じた成長発達を確認し、支援につなげるよう、担当者の資質の向上と内容の充実に努めます。	保健介護課
相談体制の充実	◆障害がある子どもやその家族にとって、専門的相談や身近な生活相談に関して対応できるよう体制の充実に努めます。	保健介護課
社会参加の促進	◆障害がある子どもが、社会のさまざまな場に参加でき、地域社会とともに育つ支援を推進します。	福祉事務所 保健介護課 生涯学習課
子育てボランティアの育成 (再掲)	◆子育てに関心のある方や経験、資格を持っている方等を登録し、身近な子育て支援のパートナーとして応援ができるような体制づくりに努めます。	福祉事務所 社会福祉協議会 生涯学習課
障害児保育の充実 (再掲)	◆一人ひとりの障害に応じ、家庭、専門機関との連携を密にしたきめの細かい保育を実施します。	福祉事務所
特別支援教育の充実	◆一人ひとりの障害の特性、ニーズに応じた支援の推進を図り、豊かに生きる力、自己の努力目標の達成など特別支援教育の充実に取り組みます。	学校教育課

③ ひとり親家庭の自立支援の充実

離婚の増加等により、ひとり親家庭が増えてきています。児童の健全な育成を図るために、ひとり親家庭に対する支援として、相談体制の充実や生活、就労等経済的支援について、現状を把握しながら支援に取り組みます。

主な取り組み	取り組みの概要	担当部署
相談体制の充実	◆家庭児童相談室をはじめ、各関係機関と連携を図りながら、自立を促進するため相談体制の充実を図ります。	福祉事務所
ひとり親家庭への支援	◆ひとり親家庭医療費助成制度に基づき、所得税非課税世帯のひとり親家庭について、医療費の助成を行います。 ◆児童扶養手当制度に基づき、児童を扶養する母子家庭等に手当を支給します。	福祉事務所
母子家庭自立支援事業の推進	◆母子家庭の母親に対し、指定講座の受講料や一定期間の生活に要する経費への補助を行うことにより、母子家庭の母の主体的な能力開発の促進や受講期間中の生活の不安の解消を図り、母子家庭の自立を促進します。 ◆母子・寡婦福祉資金貸付金制度により、母親の就業支援や児童の就学支援等の貸付の相談に応じます。	福祉事務所



第4章 資 料

1 保育サービス等目標一覧表

事業名	16年度実施事業量等	21年度目標事業量等	21年度実施事業量等	26年度目標事業量等
地域子育て支援センター事業	1か所	充実	1か所	1か所
一時預かり事業	—	1か所	1か所	2か所
子育て短期支援事業 ：ショートステイ	1か所	1か所	1か所	1か所
食育の推進	全保育所・幼稚園・学校	充実	全保育所・幼稚園・学校	充実
子育て応援マップ作成	—	作成	—	作成
保育所（通常保育事業）	15か所 (私立2か所・休園1か所含)	充実	14か所 (私立2か所・休園1か所含)	充実
延長保育事業	—	5か所	—	1か所
休日保育事業	—	推進	—	推進
乳児保育事業	4か所	充実	6か所	7か所
病後児保育事業	—	推進	—	推進
障害児保育事業	希望者受入	希望者受入	希望者受入	希望者受入
放課後児童クラブ	1か所	充実	1か所	1か所
交通安全教室の開催	1回／年	1回／年	1回／年	1回／年

2 次世代育成支援に関するニーズ調査結果（抜粋）

調査地域：宿毛市全域

抽出方法：無作為抽出

調査方法：郵送、保育所・学校経由

調査時期：平成21年2月13日から平成21年2月27日まで

調査対象者と回収率

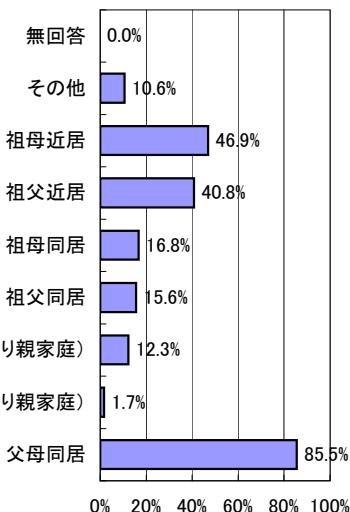
区分	対象数	調査実施	回収数	回収率
就学前児童の保護者	1,120人	221人	179人	80.9%
小学生児童の保護者	1,292人	194人	172人	88.6%

○同居・近居（おおむね30分以内で行き来できる範囲）の状況

祖父母と同居・近居の割合は、乳幼児・小学生のいる家庭とも半数を超える。

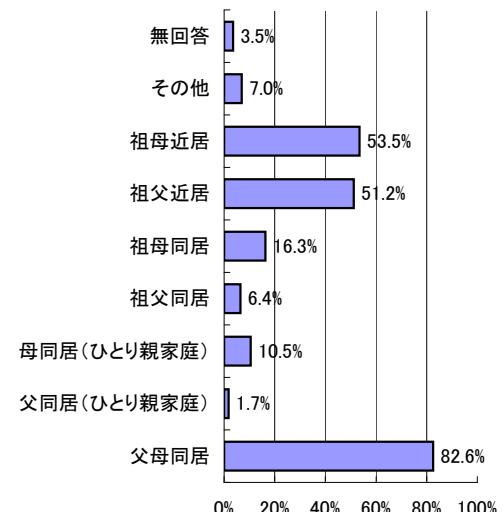
【乳幼児の保護者】

同居・近居の状況
(回答者数:179人、回答数:412)
<複数回答>



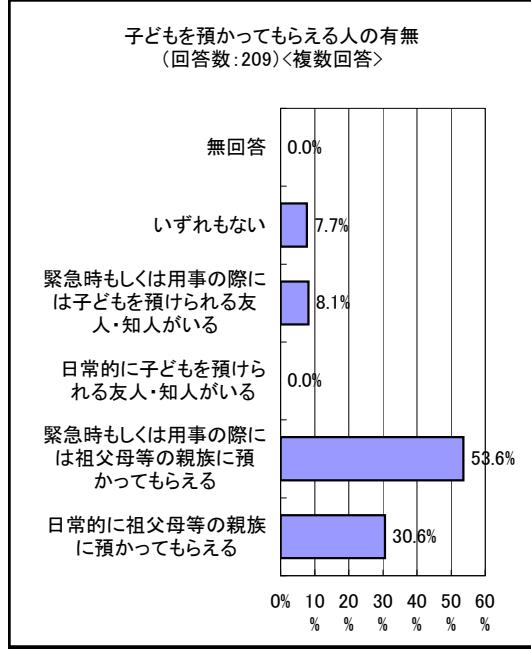
【小学生の保護者】

同居・近居の状況
(回答者数:172人、回答数:400)
<複数回答>

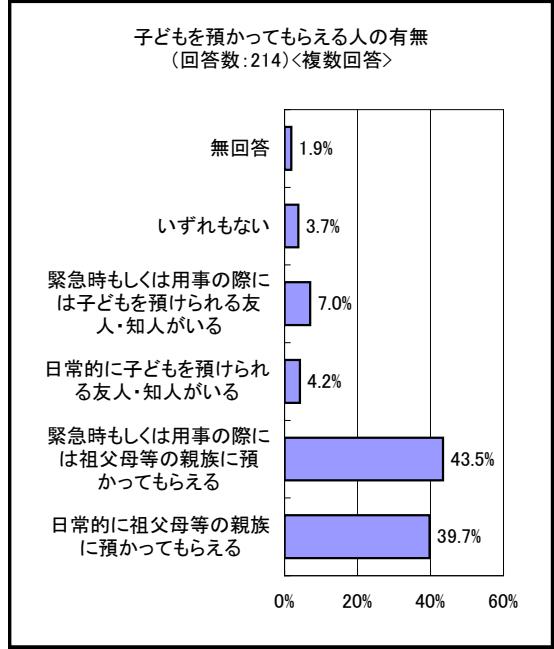


○子どもを預かってもらえる人の状況

【乳幼児の保護者】



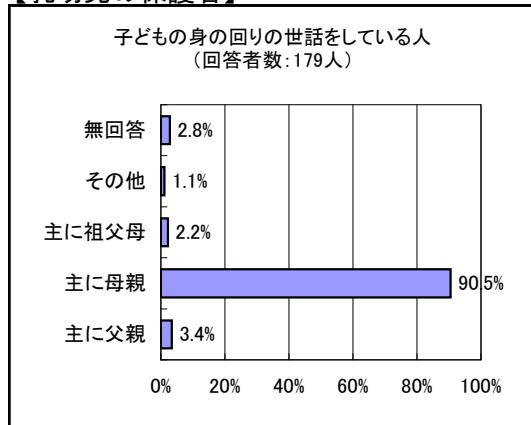
【小学生の保護者】



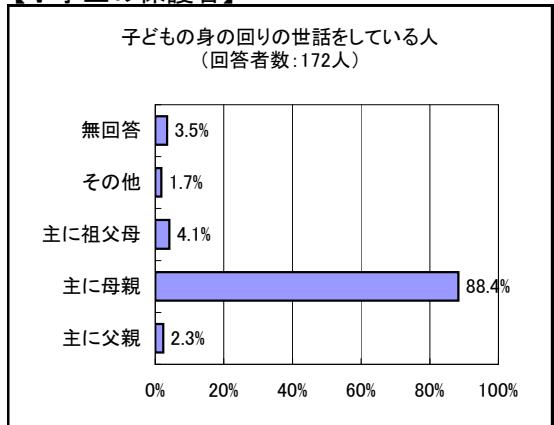
○子どもの身の回りの世話を主にしている方

乳幼児・小学生とも、主に母親が子どもの身の回りの世話をしている家庭が約90%。

【乳幼児の保護者】



【小学生の保護者】

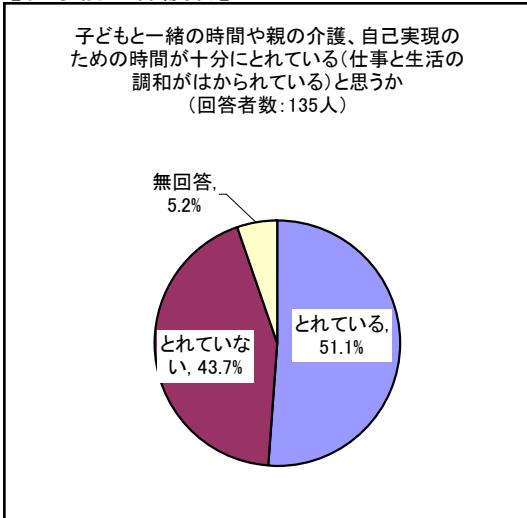


【就労している方に】

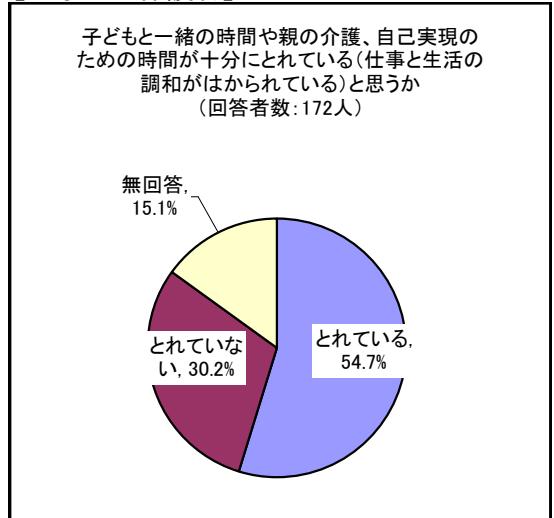
○仕事と生活の調和について

仕事と生活の調和がはかられていると思うのは、乳幼児・小学生のいる家庭とも約半数。時間がとれていないと思う理由は「仕事が忙しいから」が約6割である。
仕事と子育ての両立のために職場で必要なことは「有給休暇の取得しやすい職場環境づくり」が多い。

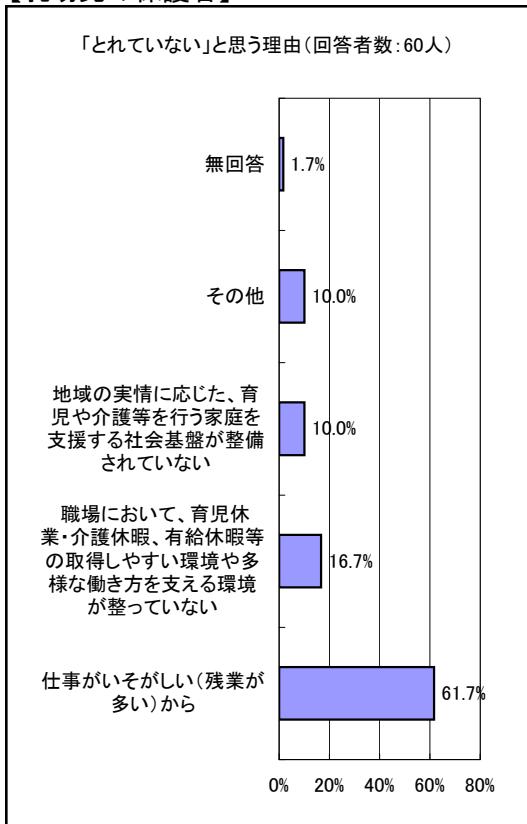
【就学前の保護者】



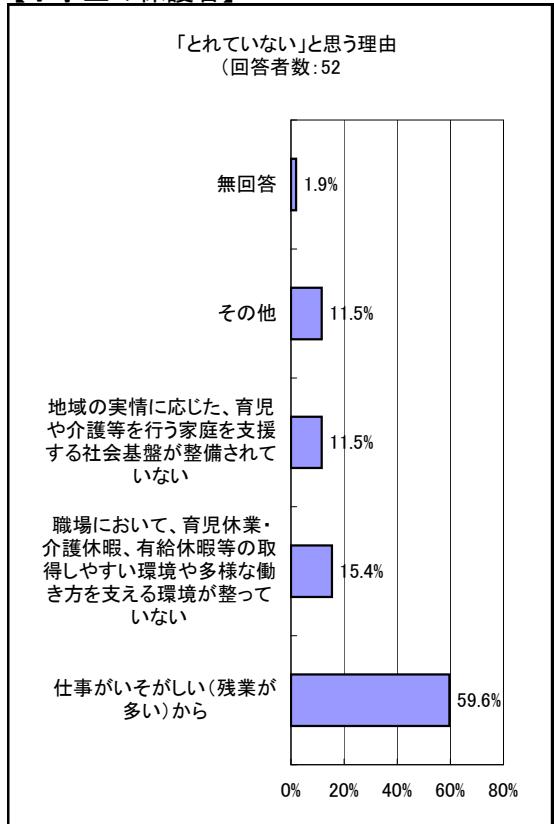
【小学生の保護者】



【乳幼児の保護者】

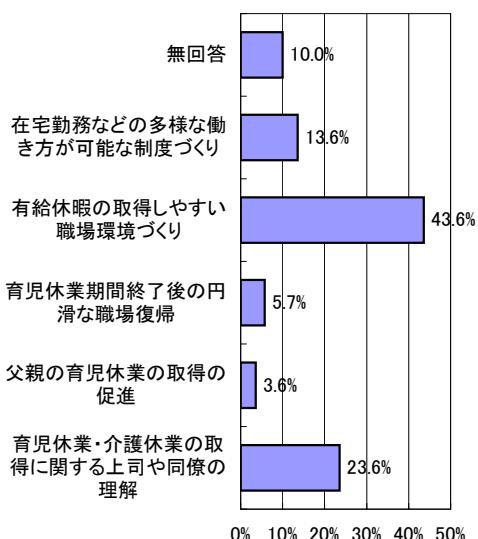


【小学生の保護者】



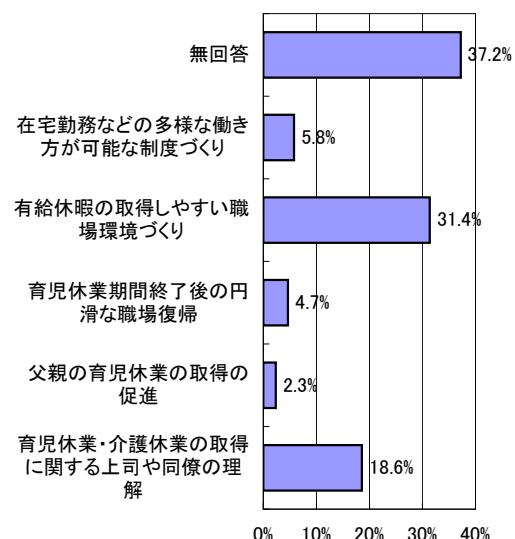
【乳幼児の保護者】

仕事と子育ての両立をはかるために、職場において最も必要と思うこと（回答者数：140人）



【小学生の保護者】

仕事と子育ての両立をはかるために、職場において最も必要と思うこと（回答者数：172人）

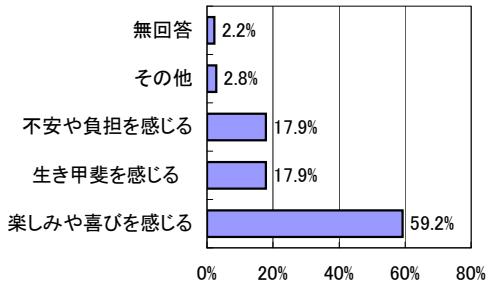


○子育てに対する感じ方

子育てについて「楽しみや喜びを感じる」「生き甲斐を感じる」が約8割と多い。
「不安や負担を感じる」は約2割で、その理由で最も多いのは「経済的負担が大きいから」。

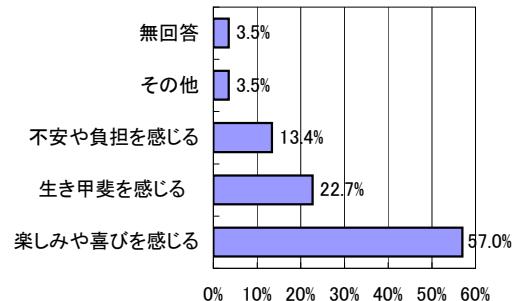
【就学前の保護者】

子育てについてどのように感じているか
(回答者数：179人)



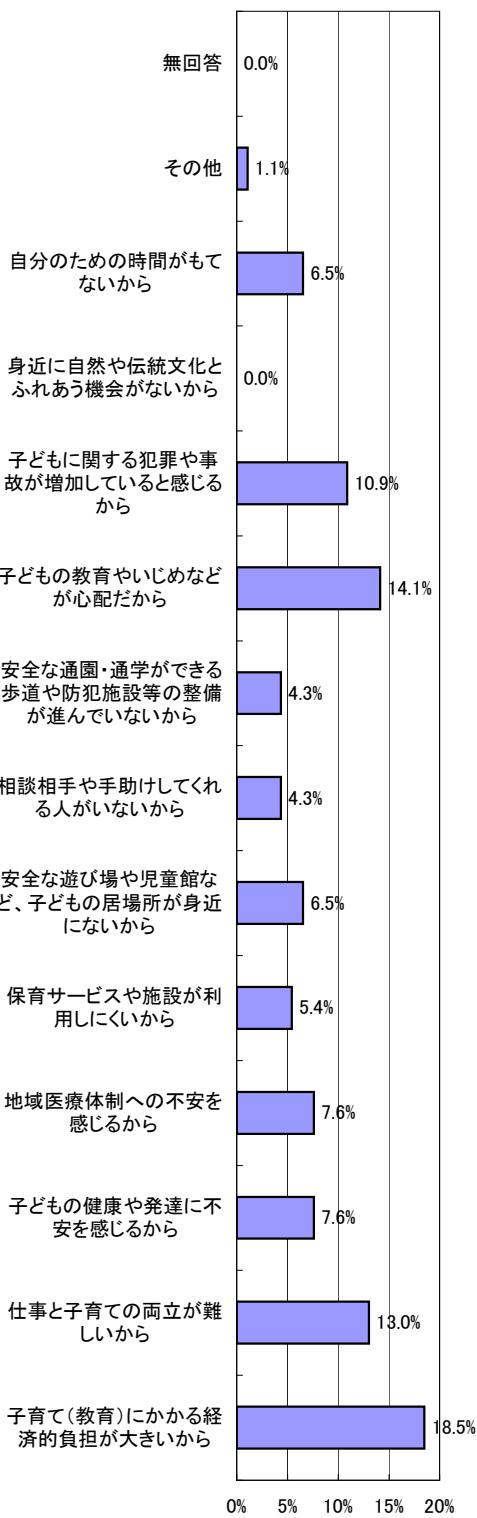
【小学生の保護者】

子育てについてどのように感じているか
(回答者数：172人)



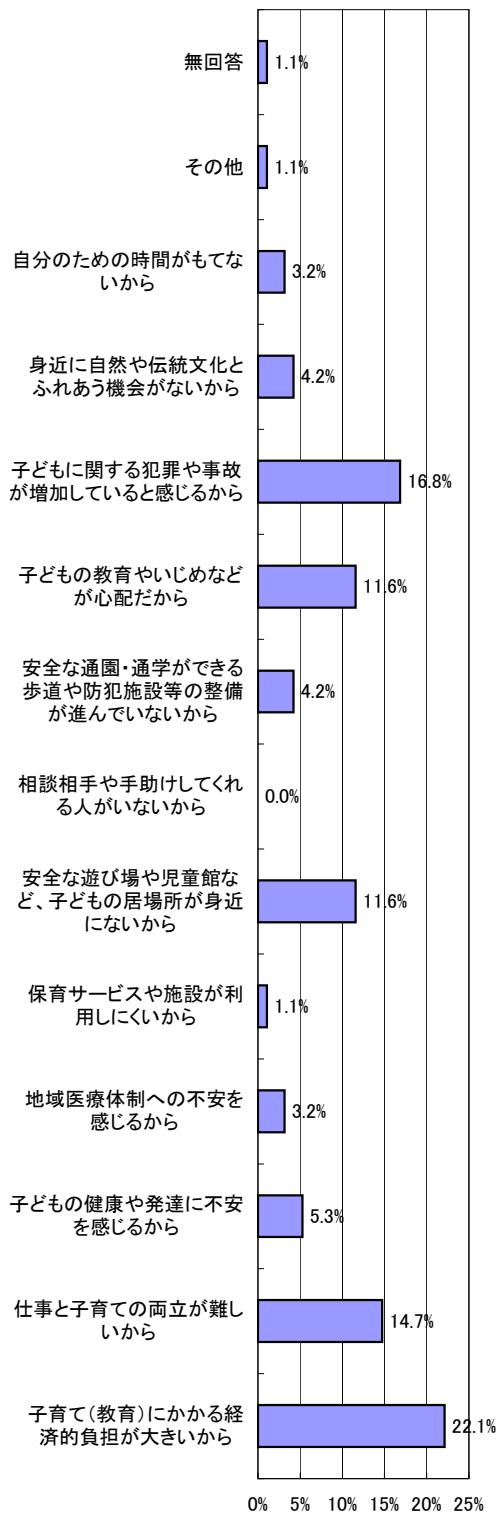
【就学前の保護者】

「不安や負担を感じる」理由
(回答数:92)<複数回答>



【小学生の保護者】

「不安や負担を感じる」理由
(回答数:95)<複数回答>

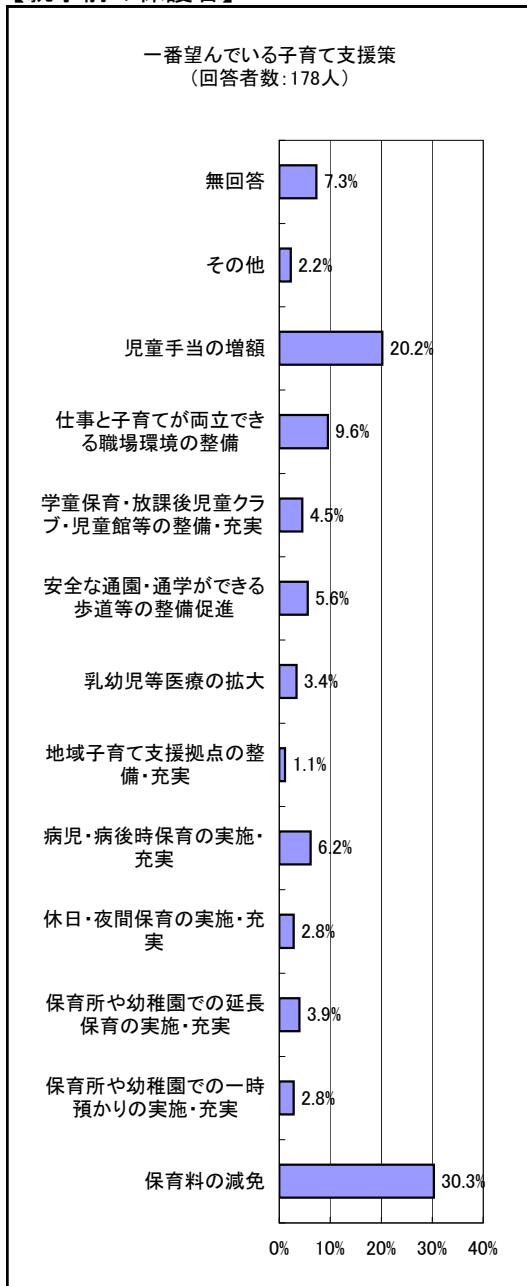


○一番望んでいる子育て支援策

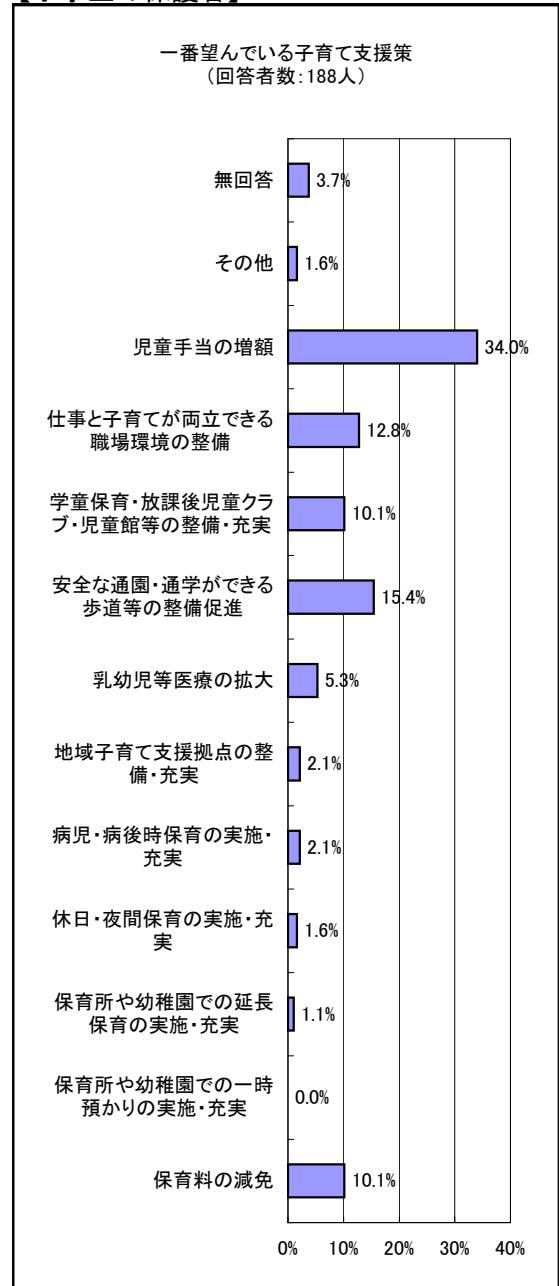
乳幼児のいる家庭では①保育料の減免、②児童手当の増額、③仕事と子育てが両立できる職場環境の整備、の順に要望が多い。

小学生のいる家庭では①児童手当の増額、②安全な通園・通学ができる歩道等の整備促進、③仕事と子育てが両立できる職場環境の整備、の順に要望が多い。

【就学前の保護者】



【小学生の保護者】



3 宿毛市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条の規定に基づき、次代の社会を担う子どもが健やかに育つための社会形成の実現を目指した行動計画を策定することを目的とし、宿毛市次世代育成支援行動計画（以下「行動計画」という。）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について協議する。

（1）行動計画の策定に関すること。

（2）前号のほか行動計画を策定するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、各種団体の代表、識見を有する者及び職員で組織する。

2 委員は、別表1に掲げるものを市長が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から行動計画を策定するまでとする。

4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は委員の互選により定める。

5 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

(関係職員の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めたときは、会議の議事に關係のある者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会等)

第6条 委員会に、行動計画の素案作成等に関する事務処理をするために、部会を設置するものとする。

2 部会員は、別表2に掲げるものを市長が委嘱又は任命する。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、福祉事務所において行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮ってこれを定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表 1

宿毛市次世代育成支援行動計画策定委員会委員

区分	氏名	所属	備考
乳幼児の保護者	濱口 充広	宿毛保育園保護者	
障害児の保護者	和田 里江	あした葉会	
小学校の保護者	名倉 次朗	宿毛市PTA連合会	
小学校関係者	広井 雅人	宿毛市立松田川小学校	
保育所関係者	山戸 由美	宿毛市立山田保育園	
幼稚園関係者	西尾 稔	宿毛幼稚園	
行政関係者	出口 君男	教育委員会	
	沢田 清隆	福祉事務所	
	三本 義男	保健介護課	

別表 2

宿毛市次世代育成支援行動計画策定作業部会員

所属	氏名	備考
生涯学習課	金増 信幸	
学校教育課	中山 佳久	
保健介護課	山崎 智子	
福祉事務所	野村 和子	
福祉事務所	小野 公代	
宿毛保育園	大井田 幸子	
平田保育園	福井 朋代	
宿毛幼稚園	三代木 三栄	
教育研究所	川田 由美	

**子どもの笑顔はすぐものパワー
育てようこのまちで輝く子ども**
～宿毛市次世代育成支援行動計画～

編集・発行
宿毛市福祉事務所
〒788-8686 宿毛市桜町2番1号
TEL : 0880-63-1114